

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間のうち、平成3年8月及び同年9月の標準報酬月額を22万円、同年10月の標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

申立期間②については、A社における申立人の被保険者資格の喪失日は平成4年6月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

申立期間③のうち、平成4年7月31日から同年10月28日までの期間については、B社における申立人の資格喪失日は同年10月28日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

また、申立期間③のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間については、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成4年10月及び同年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から同年11月30日まで  
② 平成3年11月30日から4年6月1日まで  
③ 平成4年7月31日から同年12月1日まで

私は、平成元年4月1日から4年11月30日までの期間において、A社及びB社に正社員として継続勤務していたが、申立期間①は、給与明細書で確認できる報酬月額とねんきん定期便の標準報酬月額が異なっている。

また、申立期間②及び③は、給与明細書において厚生年金保険料は控除されているが、ねんきん定期便には被保険者記録が確認できない。

申立期間①について、実際に支給されていた報酬月額に見合う標準報酬

月額に訂正するとともに、申立期間②及び③について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成3年8月及び同年9月は22万円、同年10月は18万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成4年1月16日)後の4年8月26日付けで、当該期間の標準報酬月額が3年8月1日に遡って10万4,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の当時の取締役は、「保険料の滞納があったので、社会保険事務所(当時)に相談に行き、処理は全て任せたので、その後どのような処理がなされていたかは不明である。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は無く、当該期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成3年8月及び同年9月は22万円、同年10月は18万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録から、申立人が当該期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、A社における申立人の厚生年金保険の被保険者記録については、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成4年1月16日)後の4年8月26日付けで、3年11月30日に遡及して被保険者資格を喪失させる処理がなされていることが確認できるとともに、ほかの複数の同僚においても同様の処理がなされていることが確認できるが、同社の商業登記簿謄本によると、同社は平成14年12月3日に解散していることが確認でき、3年11月30日時点では、同社は法人格を有していたことが認められることなどから、このような被保険者資格の喪失処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該期間における資格の喪失に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録から離職日の翌日である平成4年6月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た訂正前のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③については、雇用保険の被保険者記録から、申立人が当該期間にB社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると同社は、平成4年7月31日に厚生年金保

険の適用事業所に該当しなくなっており、その処理は同年10月28日に行われ、同日に申立人の厚生年金保険の被保険者記録を同年7月31日まで遡って喪失させるとともに、同年10月の算定基礎届の記録を取り消す処理が行われているが、商業登記簿謄本により、同社は当該期間について、法人格を有していたことが確認でき、かつ、当該訂正処理前の記録から同年7月31日において、同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の平成4年7月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は、有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、B社が適用事業所に該当しなくなった処理を行った日などから判断して、同年10月28日であると認められる。

なお、平成4年7月から同年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、18万円とすることが妥当である。

一方、申立期間③のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間については、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日は、オンライン記録により21年6月26日付けで当初の4年7月31日から同年12月1日へと訂正されていることが確認できるところ、雇用保険の被保険者記録及び申立人が所持する当該期間に係る給与支給明細書により、当該期間において申立人が同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人のB社における平成4年10月及び同年11月の給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、B社が厚生年金保険の適用事業所でありながら、適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る平成4年10月及び同年11月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に行われるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 宮崎厚生年金 事案 917

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 4 月 1 日から 21 年 3 月まで

私は、A 県 B 市に所在した会社を退職して C 市に帰り、昭和 20 年 4 月頃から約 1 年間において、D 社に勤務した。同社では、事務職として業務に従事した記憶がある。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が一緒に勤務していたとして氏名を挙げた複数の同僚の記録は確認できない上、当該被保険者名簿で申立期間に記録が確認できる同僚に照会しても、申立人に係る供述を得ることができない。

また、D 社は、昭和 32 年 12 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の人事記録等の関連資料は無い上、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

さらに、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月1日から44年1月1日まで  
② 昭和45年2月21日から同年4月1日まで  
③ 昭和45年9月3日から同年12月1日まで

私は、昭和40年9月1日から50年3月3日までの期間において、継続してA社及びB社に勤務していたにもかかわらず、年金事務所の記録では全ての申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

途中で会社を辞めたことは無く、厚生年金保険料も継続して控除されていたと思うので、全ての申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した表彰状及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人が一緒に勤務していたとして氏名を挙げた同じ職種の複数の同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録を調査したところ、申立人同様に被保険者記録が継続していないことが確認できる上、全ての申立期間において被保険者記録を確認することができない。

また、前述の複数の同僚は、「申立人と同じ職種の担当者は他の正社員とは雇用契約が異なっていたと思う。」と供述している上、当時の事務担当者は、「申立人と同じ職種の担当者については国民健康保険に加入するよう指示したと思う。」と供述していることなどから判断すると、A社では従業員につい

て、必ずしも勤務していた全ての期間を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、A社が管理する労働者名簿に記載された厚生年金保険の被保険者記録、及びB社が加入するC健康保険組合が提出した被保険者台帳における健康保険の被保険者記録において、申立人の被保険者資格の取得日及び資格の喪失日はいずれもオンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 23 日から 33 年 11 月 11 日まで  
年金事務所の記録では、A 事業所での厚生年金保険の被保険者期間が脱退  
手当金として支給済みとされている。

しかしながら、当時は脱退手当金のことは全く知らず、請求及び受給した  
記憶が無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認  
めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票にお  
いて、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 11 月 11 日  
の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の支給要件を満たす 42 人について、  
脱退手当金の支給記録を調査したところ、21 人に支給記録が確認でき、その  
うち、申立人を含む 17 人は資格喪失後 7 か月以内に脱退手当金の支給決定が  
なされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主  
による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の欄  
には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されてい  
る上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間  
に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から 3 か月後の昭和 34 年 2 月 11  
日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創  
設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給で

きなかったことから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さのほうがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。